

○多度津町ふるさと納税制度事務取扱要綱

平成27年8月21日

要綱第41号

改正 平成28年10月26日要綱第33号

平成29年11月29日要綱第33号

平成30年3月7日要綱第10号

令和3年3月17日要綱第7号

(趣旨)

第1条 この要綱は、ふるさと多度津の発展を願い応援する町内外の人々から、地方税法（昭和25年法律第226号）第37条の2及び第314条の7の規定に基づいて受領する寄附金である、ふるさと多度津応援寄附金（以下「寄附金」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(申込み)

第2条 この要綱に基づき、寄附金の申込みをしようとする者は、寄附申込書（様式第1号）を町長に提出するものとする。ただし、町長が特に認める場合は他の方法により申込みを行うことができる。

(納付方法)

第3条 寄附金の納付は、次のいずれかの方法により行うものとする。

- (1) 多度津町が発行する納付書による納付
- (2) 多度津町が指定する銀行口座への振込による納付
- (3) インターネットを経由したクレジットカード払い等による納付
- (4) 現金書留による納付
- (5) 窓口への現金持参による納付

(受領証明書の交付)

第4条 町長は、寄附金を受領したときは、当該寄附金の申込みをした者（以下「寄附者」という。）に対し、速やかに寄附金受領証明書（様式第2号）を交付するものとする。

(対象事業の区分)

第5条 寄附金は、次に掲げる事業の財源に充当するものとする。

- (1) 生活・自然環境の整備に関する事業
- (2) 保健・福祉を充実する事業
- (3) 教育・文化・スポーツに関する事業
- (4) 観光・産業の活性化に関する事業
- (5) その他町長が必要と認める事業

(使途の指定)

第6条 寄附者は、自らの寄附金の使途について、前条各号に掲げる事業のう

ちから指定することができる。

2 町長は、寄附者が前項の規定による用途の指定をしなかったときは、当該寄附金を前条第5号の事業の財源に充てることができる。

(返礼品の進呈)

第7条 町長は寄附者に対し、寄附者による1回あたりのふるさと納税の金額が5千円以上である場合に、寄附者からの申込みにより、平成31年総務省告示第179号に基づく基準に該当する返礼品(送料等を含む。)を進呈するものとする。ただし、寄附者がその進呈を希望しない場合はこの限りでない。なお、返礼品の進呈に係る詳細については別に定める。

(管理)

第8条 町長は、受領した寄附金の処理について、多度津町ふるさと納税管理システムに記録し、適正に管理しなければならない。

(運用状況の報告及び公表)

第9条 町長は、毎年度、寄附金の運用状況を寄附者に報告するとともに、公表しなければならない。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、寄附金について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年10月26日要綱第33号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (平成29年11月29日要綱第33号)

この要綱は、平成29年12月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月7日要綱第10号)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月17日要綱第7号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。